

動物愛護管理推進計画（都道府県）

[構成]

- 1) 施策の基本的な方針
- 2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 3) 災害時における施策に関する事項
- 4) 必要な体制の整備に関する事項
- 5) 普及啓発に関する事項
- 6) その他必要な事項

(10) 動物愛護推進員と協議会

都道府県知事等は、動物の愛護と適正な飼養を推進するため、地域における動物の愛護の推進に熱意と識見のある者から、動物愛護推進員を委嘱し、その活動を支援するため協議会を組織することができます。

動物愛護推進員は、地域において、飼い主等に動物の適正な飼養の助言、繁殖防止の助言、譲渡のあっせん、国や都道府県等の施策への協力、災害時の動物の避難・保護等に必要な協力などの活動を行います。

(11) 罰則

愛護動物(p10参照)をみだりに殺傷した者、ネグレクトなどの虐待を行った者、遺棄した者、許可を受けないで危険な動物(特定動物)を飼養した者、登録せずに第一種動物取扱業を営んだ者は、罰金や懲役などに処せられます。また、これらを法人の従業員が業務で行ったときは、法人に対しても罰金刑が科せられます。

主な罰則		
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	2年以下の懲役又は 200万円以下の罰金	p10 参照
愛護動物をみだりに虐待した者	100万円以下の罰金	
愛護動物を遺棄した者	100万円以下の罰金	
無許可で特定動物を飼養保管した者	6か月以下の懲役又は 100万円以下の罰金	p18 参照
無登録で第一種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金	p12 参照
無届出で第二種動物取扱業を行った者	30万円以下の罰金	
不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合	50万円以下の罰金	p5 参照